

第二次稲城市立学校における 働き方改革実施計画

令和5年3月
稲城市教育委員会

1 策定の趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、公立学校の教員の長時間勤務は、教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

① 国の動向

国の文部科学省は、中央教育審議会が策定した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を踏まえ、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を平成29年12月にとりまとめた。そして、平成31年1月に、教員の働き方改革について、大幅な業務削減策を盛り込んだ答申を文部科学大臣に提出した。文部科学省は、これを受け、文部科学大臣を本部長とする学校における働き方改革推進本部を設置し、改革を進めている。

② 東京都の動向

東京都教育委員会では、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図るため、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を、令和2年4月に「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るべく取り組んでいる。

③ 稲城市の動向

稲城市教育委員会では、教員の働き方に関する昨今の情勢及び国や東京都教育委員会の対応、並びに東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」が、公立小中学校の設置者である市区町村教育委員会に対して教員の働き方改革に関する実施計画の策定を求めていること等に鑑み、教員の長時間労働を改善し、教員が心身ともに健康を保てる職場環境を再構築することで、教員の児童・生徒と向き合う時間を確保し、学校教育の質の向上を図ることを目的に、令和2年4月に「稲城市立学校における働き方改革実施計画」を令和2年度から令和4年度までの3年間で期間として策定した。実施計画期間では、5つの取組の方向性を軸に、総合的な対策を講じてきた。

2 本実施計画の位置づけ

前実施計画は、稲城市立学校における教員の長時間勤務の状況を明らかにし、その改善目標と目標達成に向けた取組を計画的に進めるために策定した。

本実施計画では、前計画に引き続き、目標達成に向けて実施する取組を明記するとともに、令和5年度から令和7年度までの期間において、重点的に実施する取組を盛り込み、策定する。また、本実施計画を実行する中で、目標達成の進捗を検証し、必要に応じて見直しを行う。

3 小中学校における教員の働き方の現状

「稲城市立学校における働き方改革実施計画」策定後の、稲城市内の小中学校における教員の在校時間の状況は以下のとおりとなっており、減少傾向にあるが、改善に向けた更なる取組が必要な状況である。

| 年度 | 当面の目標 (所定の勤務時間を超える時間が 月 80 時間以上となる教員の割合) | 最終目標 (所定の勤務時間を超える時間が 月 45 時間以上となる教員の割合) |
|---------|--|---|
| 令和 2 年度 | 8.3% | 38.0% |
| 令和 3 年度 | 4.8% | 29.7% |
| 令和 4 年度 | 2.8% | 25.5% |

※ 令和 2 年 7 月から教員の出退勤時間の記録を開始

※ 令和 4 年度は令和 5 年 2 月末日までの状況

4 働き方改革の目標

文部科学省は、平成31年1月に、所定の勤務時間を超過する勤務は「月45時間、年360時間」を上限の目安とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定するとともに、令和2年1月には、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」に基づき、上記ガイドラインを法的根拠のある「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」（以下「文部科学省指針」という。）に格上げした。

これらの経緯を踏まえ、稲城市教育委員会では、当面の目標については、厚生労働省が「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」（令和3年9月14日付厚生労働省労働基準局長）に定める、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強い、いわゆる過労死ラインとされる、1か月あたりおおむね80時間を超える時間外労働時間を元に算出し、設定した。

また、最終目標について在校等時間の捉え方を、文部科学省指針に定める時間と整合を図り、引き続き目標達成に向けて取り組むこととする。

| | |
|-------|--|
| 当面の目標 | 「1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間」が、 <u>「1か月合計80時間」</u> を超える教員をゼロにする。 |
| 最終目標 | 「1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間」が、 <u>「1か月合計45時間」かつ「1年間合計360時間」</u> を超える教員をゼロにする。 |

※ 「在校等時間」：文部科学省指針に定める時間をいう。

5 取組の方向性

働き方改革を進めることは、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とし、人々のワーク・ライフ・バランスを実現することで、心と体にゆとりが生まれ、一人ひとりの労働に対する意欲や個々の能力が引き出され、生産性の向上につながるといわれている。

公立学校において、教員の働き方の見直しによる長時間労働の改善については、子どもと向き合う時間や、授業準備等に充てる時間を更に確保することにつながり、教育の質の向上に寄与する等の効果が期待される。

教員の働き方改革は、喫緊の課題であり、短期間で集中的な取組が求められる。教員の業務実態を把握し、業務の役割分担や進め方等について、学校管理職及び教員が共通認識のもと、問題点を的確に捉え、業務の改善を積極的に進める必要がある。

また、教職員、学校管理職及び教育委員会が互いの立場を尊重し、一体となって働き方改革に効果的な方策について、継続した検討も行うこととする。

本実施計画では、前計画に引き続き、以下の5つを取組の方向性として、総合的な対策を講じることとする。

- (1) 在校等時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担軽減
- (5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

(1) 在校等時間の適切な把握と意識改革の推進

勤務時間管理は労働法制上求められる責務であり、学校管理職や教育委員会が、教員の在校等時間を適切に把握するため、出退勤管理システム等の活用により、在校等時間を客観的に把握・集計する体制を整備する。また、学校管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう、例規の整備を図るとともに、意識改革を推進する。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことのできるものについて、役割分担の見直しや ICT 化の推進等に取り組み、学校や教員の負担を軽減する。

(3) 学校を支える人員体制の確保

学校全体で業務に取り組む体制を整備するため、学校事務員の職務内容の明確化や専門スタッフの充実を図る。

(4) 部活動の負担軽減

学校における他の教育活動とのバランスの観点や特に中学校において部活動指導が教員の長時間労働の一因となっていることから、国や東京都教育委員会の動向を注視し、部活動外部指導者及び地域スポーツ・文化団体の活用の活用等を図り、部活動の運営方法を見直す。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

長時間労働を改善し、教員一人一人が様々な経験を通じて自らを研鑽できる機会を確保することにより、教育の質の向上を図る。また、教員自身が個人や家族で過ごす時間を確保するとともに、育児や介護等の事情を抱えた教員を支援することにより、教員自身が安心して、誇りを持って働くことができる環境を整備する。

6 取組の実践（重点取組）

取組の方向性に沿って、以下の取組についての実施を検討し、実践していくことで、働き方改革を推進する。

（1） 在校等時間の適切な把握と意識改革の推進

① 校外における教員の業務時間の把握【教育委員会・各学校】

教員の「校外において職務として行う研修、児童・生徒の引率等の職務に従事している時間」及び「持ち帰り業務等の時間」を適切に把握する。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 調査 | → | → |

② 教員の業務量の適切な管理のための例規整備【教育委員会】

教員が業務を行う時間の上限を教育委員会規則に規定し、業務量の適切な管理を行う。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

③ 長時間労働者の把握及びケア【各学校】

出退勤管理システム等による客観的データにより適切に把握した長時間労働となっている教員について、学校管理職が当該教員と面談、対話する等により、状況を適切に把握するとともに、積極的にケアを行っていく。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

④ 長時間労働者の業務平準化【各学校】

長時間労働となっている教員について、学校管理職が業務量を把握するとともに、当該業務量の平準化を実施する。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

⑤ 働き方に関する意識改革を推進するための研修の実施【各学校】

全ての教員が、時間を意識した働き方の重要性を学ぶことで、働き方に関する意識改革を推進する。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

① 徴収金業務の効率化等の検討【教育委員会・各学校】

教材費等の集金業務について、現金を集金する方法から口座引落や口座振込にする等して、徴収金業務の効率化を図る。また、集金回数について、年複数回となっているものは、原則1回の集金回数とする。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 検討 | 実施 | → |

② 学校へ依頼する調査業務の精査・縮減【教育委員会】

教員への負担となる調査依頼等について、教育委員会関係課その他関係機関との連携により、教育委員会において調査内容、実施時期等を精査し、縮減を図る。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 調査・精査 | 縮減 | → |

③ 学校へ依頼する依頼業務の把握・縮減【教育委員会】

教員及び児童・生徒への負担となる、市役所内関係課その他関係機関からの依頼事業について、教育委員会において適切に把握し、縮減を図る。また、教員の勤務時間を考慮した事業の実施計画を依頼する。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 把握・縮減 | → | → |

④ 統合型校務支援システムの導入【教育委員会】

統合型校務支援システムについて、先行導入した東京都内各市等の情報収集を進め、効率的なシステムの導入をする。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 導入準備 | 導入 | → |

⑤ 教員業務の見直し【各学校】

教員以外の職員が担うことができる業務を適切に把握し、スクール・サポート・スタッフ等、他の職員に業務分担を見直すことで教員の負担軽減を図る。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

⑥ 校務効率化等の好事例共有及び改善事項の把握・検討【教育委員会】

I C T等の活用を含めた校務効率の方法等を学校から集約し、好事例集を作成し、各学校で共有する。また、校務の改善事項を学校から集約し、改善に向けた検討を行う。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 集約 | 実施 | → |

⑦ 学校におけるペーパーレス化の推進【教育委員会・各学校】

学校から保護者宛に送付する文書等について、各学校及び保護者の状況を把握し、可能な限りペーパーレス化を行う。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 検討 | 実施 | → |

⑧ 教育委員会における通知文、文書作成例等の統一化【教育委員会・各学校】

教育委員会から全保護者宛に送付する通知文等については、原則文書作成を教育委員会にて行い、学校に送付し、学校が保護者に送付することとする。また、各学校が作成する文書等において、全学校が統一的に作成するものについては、教育委員会においてひな形を作成し、学校に示すこととする。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

⑨ 教育委員会が行う行事、研修等の精選・見直し【教育委員会・各学校】

教育委員会が行う学校行事、研修等について、教員への負担、児童・生徒への効果を把握し、開催時期、開催方法、開催時間等を検討する。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|--------|-------|
| 検討 | 精選・見直し | → |

(3) 学校を支える人員体制の確保

① 学校事務員の能力活用・校務運営参画推進【教育委員会・各学校】

学校事務員の職務内容の明確化及び役割を再検討するとともに、職務内容を教育委員会規則等に明文化する。また、当該職員の校務運営参画意識を醸成し、学校事務員の能力の活用を図る。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 検討 | 実施 | → |

(4) 部活動の負担軽減

① 部活動外部指導者の活用【教育委員会・各学校】

顧問の教員に代わって、専門的な技術指導等を行う部活動外部指導者を積極的に活用する。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

② 部活動への地域スポーツ・文化団体の活用【教育委員会・各学校】

顧問の教員に代わって、地域スポーツ・文化団体を積極的に活用する。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 検討 | 一部実施 | → |

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

① 保護者・地域に対する教員の働き方改革への理解促進【教育委員会・各学校】

教員の長時間労働を改善することは、教員が個人や家族で過ごす時間を増やし、教員が安心し、誇りを持って働くことにつながるとともに、教員が様々な研鑽を積む機会が確保されることで、教育の質の向上が図られる。本趣旨を、保護者・地域社会に周知するとともに、教員の働き方改革への理解と協力を求める。また、夜間や休日の地域行事等へ参加する際は、教員の輪番出席等を検討し、教員のワーク・ライフ・バランスに留意する。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

② 福利厚生制度の紹介【教育委員会】

稲城市役所内で活動するサークル、部活等に参加することを教員に紹介することにより、業務外の時間の健康、福祉等の向上を図る。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 実施 | → | → |

7 取組の実践（継続取組）

「稲城市立学校における働き方実施計画」（令和2年4月）策定時以降に実践している取組については、引き続き実施し、働き方改革を推進する。

（1）在校等時間の適切な把握と意識改革の推進

① 出退勤管理システムによる在校時間及び業務内容の実態調査の実施【教育委員会・各学校】

令和2年度から、市内小中学校全校に導入した出退勤管理システムにより、教員の在校時間を客観的に把握し、長時間勤務の要因を特定し、業務内容の実態を調査する。

（2）教員業務の見直しと業務改善の推進

① 音声応答装置の活用【教育委員会】

令和2年度から、市内小中学校全校に導入した勤務時間外における電話音声対応メッセージによる自動応答により、夕方から翌朝までの時間帯の電話対応を削減し、教員の負担軽減を図る。

② 公共施設予約システムによる学校開放受付業務の効率化【教育委員会・各学校】

令和3年度から、市内小中学校全校に導入した公共施設予約システムにより、各学校で行っている予約受付業務に係る学校の負担軽減を図る。

③ 会計年度任用職員等の募集・採用業務の見直し【教育委員会・各学校】

令和2年度から、各学校に任されているスクール・サポート・スタッフ等の学校に勤務する会計年度任用職員の募集、採用方法等の業務効率化を行い、教員の負担軽減を図る。

（3）学校を支える人員体制の確保

① スクール・サポート・スタッフの活用【教育委員会・各学校】

令和3年度から、市内小中学校全校に配置されたスクール・サポート・スタッフを積極的に活用し、プリント類の印刷、配布準備、授業準備・片付け、採点等の教員の事務を補助し、教員の負担軽減を図る。

② 専門スタッフとの連携・協力【各学校】

令和2年度から、市内小中学校全校に配置されたスクールカウンセラー、及び教育センターに配置されたスクールソーシャルワーカーと連携・協力し、多様化・複雑化する児童・生徒の問題に対して早期解決を図ることにより、教員の負担軽減を図る。

(4) 部活動の負担軽減

① 活動時間や休養日の基準設定【教育委員会・各学校】

令和2年度から、市内中学校全校において部活動の活動時間や休養日の基準を設定し、適切な部活動を運営し、教員の負担軽減を図る。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

① 学校閉庁日の設定【各学校】

令和2年度から、市内小中学校全校において夏季休業期間中の学校閉庁日を設定し、教員が連続して休暇を取得しやすい環境を整備する。

② ノー残業デー等の設定・実行【各学校】

令和2年度から、市内小中学校15校（小学校9校・中学校6校）にてノー残業デー等を設定、実行し、職場全体で帰宅しやすい環境をつくる。